⑻　Contact point for the notice：Kazuhiro Yamada, Suzukakedai Accounting Division, Finance Department, Tokyo Institute of Technology, 4259 Nagatsuta-cho Midori-ku Yokohama-shi 226―8501 Japan, TEL 045―924―5915

⑼　Please be noted that if it is indicated that environmental conditions relating to the procurement are laid down in its tender documents.

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年４月23日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長　佐藤　寿延

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

○第１号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　令和６年度静岡地方・家庭裁判所沼津支部庁舎建築工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　静岡県沼津市御幸町21―１

⑷　工事内容　庁舎の現地建替えを行う

庁舎　新築１棟　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上６階延べ面積7,762㎡　エレベーター設備　新設３基　自転車置場　新築３棟　木造　平屋建　延べ面積　75㎡（１棟25㎡）

外構その他　新設及び改設一式

既存施設　取りこわし一式

⑸　工期　工事の始期から令和８年12月10日まで

ただし、仕様書Ｉ工事概要　３　工事種目（新築の部）のうち、図中の（一期工事）に係る範囲については令和８年６月10日一部完成とする。

（工事の始期は令和６年11月１日とする。）

工事を施工しない日　設計図書のとおり

工事を施工しない時間帯　設計図書のとおり

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材及び労働者確保等の準備を行うことができる前余裕期間を設定した工事である。

前余裕期間とは、契約の締結日の翌日から工事の始期の前日までの期間をいう。

前余裕期間内は、監理技術者等を配置することを要しない。また、前余裕期間の間は現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、前余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約5,400㎥、鉄骨　750ｔ、鉄筋　約600ｔ

⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、企業・技術者の能力等、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。

⑻　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

⑽　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑾　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑿　本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」の工事成績評定点を競争参加資格や評価対象とする工事である。詳細は入札説明書による。

⒀　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

⒁　本工事は、通期の週休２日を取得したうえで、受注者が月単位の週休２日に取り組むことができる週休２日促進工事（受注者希望方式）である。内容の詳細は、追加特記仕様書による。

⒂　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。

⒃　本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

⒄　本工事は、「ＥＩＲ（発注者情報要件）を適用した施工ＢＩＭ」の試行を行う対象工事である。試行内容の詳細は、追加特記仕様書による。

⒅　本工事は、「情報共有システム」を活用する工事である。

適用にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件2019年版　営繕工事編」を満たす情報共有システムを使用すること。

⒆　本工事は、ＩＳＯ9001　認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。但し、監督業務を重点的に実施する工事の対象となった場合を除く。

⒇　本工事は、「建設現場の遠隔臨場」の対象工事である。内容の詳細は、追加特記仕様書による。

(21)　本工事で熱中症対策を実施する場合の費用の計上においては、追加特記仕様書による。

(22)　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、追加特記仕様書による。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事の令和５・６年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和５・６年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成21年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した建築一式工事で、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、発注者は問わない（民間工事の実績も可とする）。また、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

【企業】

同種工事：新築又は増築工事で、下記の①～③の要件をすべて満たし、躯体・外装のほか、内装を含む工事。なお、①～③は同一工事かつ同一建築物であること。

①　建物用途：事務所・庁舎及び類似施設

②　構　　造：鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

③　建物規模：延べ面積3,000㎡以上（増築工事の場合は増築面積）

※　なお、類似施設とは、事務室・会議室に類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。）の面積が、3,000㎡以上のものとする。

経常建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、構成員のうち１社が全ての要件を満たす施工実績を有し、他の構成員はいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。